

財務省

平成15年6月10日
財務省・国税庁

「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法施行令(案)」及び「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法施行規則(案)」等に対する意見募集について

財務省・国税庁では、「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法施行令(案)」及び「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法施行規則(案)」等の概要を別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

これについて御意見等がありましたら、平成15年6月23日(月)(必着)までに、郵便等、FAX又はインターネットにより下記までお寄せください。意見募集終了致しました。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先、職業又は所属及び理由を付記してください。これらは、頂戴した御意見等とともに、公表をさせていただく場合がありますので御了承ください(公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください)。

なお、電話での御意見等には応じかねますので、予め御了承願います。
また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、予め御了承願います。

【御意見の送付先】

○郵便等による場合

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁 課税部酒税課

○FAXによる場合

FAX番号:03-3581-1560

○インターネットによる場合

御意見はこちらから (国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>))

この「御意見」欄は、情報保護の面から、SSL(Secure Sockets Layer)技術による暗号化等の必要な措置を講じています。
ご利用のブラウザがSSLに対応していることをご確認ください。

【お問い合わせ先】

○国税庁 課税部酒税課
TEL:03-3581-4161(内線3850)



[ホームページ](#) > [パブリックコメント募集](#) > [政令案に対する意見募集について](#)